

郵便往復はがき



往信

000-0000

〇〇市〇〇1丁目2番3号

〇〇〇〇〇〇 御中

調査 ID : tt-12345

【重要】青森県からの大事なお知らせです

※令和4年2月10日(木)までに必ずご回答ください

- ◆ このはがきは、以前封書でお送りした「照明器具のPCB使用安定器に関する調査への回答が現時点で確認できない方」にお送りしています。
- ◆ PCBが使用された安定器をお持ちの方は、法律で定められた**処分期限(令和5年3月31日)までに処分を委託**しなければなりません。
- ◆ 調査の趣旨をご理解いただき、**返信はがきによりご回答**ください。皆様のご協力よろしくお願ひ申し上げます。

【調査に関するお問い合わせ先】 青森県庁 環境保全課(PCB担当)

電話 017-734-9584(直通)

FAX 017-734-8081

電子メール pcb@pref.aomori.lg.jp



スマートフォンの場合はこちらからご回答いただけます

照明器具安定器に関する調査票

一 回 答 者	調査対象建物所在地	※貴殿が使用、管理または所有している可能性がある建物の所在地
	記入者住所	〒
	会社名・屋号	
	お名前	
	電話番号	— —

後日県からお問い合わせする場合がございます。お手数ですがご記入をお願いします。

◆ 次の質問にお答えください。

(当てはまるものに○。不明の場合は「はい」または「ある」に○を付けてください。)

問 1	現在使用、管理または所有している建物は、昭和52(1977)年3月以前に建てられたものですか？ <small>(※既に建物がない(解体・建替え等) ⇒ 「いいえ」に○ ※建物が複数あり、どれか1つでも当てはまる場合 ⇒ 「はい」に○)</small>	はい ↓ 問2へ	いいえ ↓ 終了です
--------	--	----------------	------------------

建物の照明器具についてお答えください。			
問 2	① 業務用の照明器具(蛍光灯・水銀灯等。一般住宅用以外の照明器具。)はありますか？	ある	ない
	② 建物の新築時から交換せずに設置されている照明器具はありますか？	ある	ない
	③ 取り外して保管している照明器具の安定器はありますか？	ある	ない



一般住宅用の照明器具にはPCBは使用されていません。
(器具を引掛シーリングで取り付けのものや、白熱電球などの照明器具)

調査は以上です。ご協力ありがとうございました。

はがきを半分に切り、**返信はがきを令和4年2月10日(木)までに投函**いただきますようお願いいたします。

郵便往復はがき



返信

0308570

青森市長島一丁目1番1号
青森県庁
環境生活部環境保全課
行

調査 ID : tt-12345

照明器具安定器に関する調査のお願い

調査の目的

昭和52(1977)年3月以前に建築され、現在も残っている事業用建物(工場、事務所、店舗など)や共同住宅(マンションやアパートなど)の共用部分に設置された業務用^{*}の照明器具(蛍光灯・水銀灯など)に使われている「安定器」には、PCB(有害な油)が使用されたものがあります。県では、環境省から提供されたリスト等をもとに、県内の事業場などを対象に、照明器具安定器の調査を実施しています。

^{*}一般住宅用の照明器具にはPCBは使用されていません。

調査内容

返信はがき裏面の質問にお答えください。

詳しくは、青森県ホームページをご覧ください。

【パソコンから】

青森県 PCB 検索

【スマートフォンから】



★安定器とは

- ・ちらつきを抑えたり、電流を一定に保つなどの目的で照明器具に設置される機器で、事務所や工場などの建物、屋外照明等に使用されています。
- ・取り外した安定器が物置や倉庫などに保管されている場合もあります。



蛍光灯安定器の例(反射板を外した状態)

ご回答いただいた後の対応

ご回答の内容から、PCB が使用された安定器を保有している可能性がある場合、県が現地調査を行う予定としています。

ご回答がなかった場合

調査等を繰り返し行う予定としています。

処分期限までにPCB使用安定器を処分しなかった場合

処分期限が過ぎてもなお、PCB を使用した安定器を保管している事業者に対し、県は、法律に基づき、改善命令(行政処分)を行う場合があります(命令に違反した場合、罰則があります。)